ちば浄化槽水守り（みまも）パートナー
認定の手引き

令和８年１１月

千葉県環境生活部水質保全課

１　制度の趣旨

浄化槽法（以下「法」という。）に基づく法定検査の本県の受検率は、全国に比べて低く、受検率の向上が喫緊の課題となっています。

そこで、県では、浄化槽法に基づく法定検査受検率の向上に向けた新たな取組として、浄化槽保守点検業者を対象とした「ちば浄化槽水守り（みまもり）パートナー認定制度」を創設しました。

保守点検業者は、浄化槽の保守点検を通じて、浄化槽の適正な管理の方法や法定検査の必要性について浄化槽管理者に説明しやすい立場にあるとともに、法定検査において一部の業務を実施するなど、浄化槽の維持管理において重要な役割を担っています。

本制度は、このような取組を積極的に行う保守点検業者を後押しし、法定検査を含めた、浄化槽の適正な維持管理の推進に寄与することを目的としています。

※　ＢＯＤ検査：法第１１条に基づく法定検査の効率化を目的として導入した検査手法で、水の汚れの指標である「ＢＯＤ」の分析を主体とするもの。分析試料の採取は保守点検業者が行う。

2　制度の概要

（１）認定の対象

千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（以下「条例」という。）に基づき登録を受けている保守点検業者を対象とします。

ただし、認定を受けようとしている事業者において、環境の保全に関する法令違反、その他水守りパートナーとしてふさわしくない事実がある場合や、事業者（法人その他の団体にあっては、その役員等）が、次の各号のいずれかに該当する者である場合は、認定の対象となりません。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号（以下「暴対法」という。））第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ　暴対法第２条第２項に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

（２）認定の要件

水守りパートナーの認定を受けるには、次の要件をすべて満たす必要があります。

ア　千葉県浄化槽取扱指導要綱（以下「指導要綱」という。）第８で定める浄化槽保守点検業者の責務（※次頁参照）として掲げるすべての項目について、現に取り組んでいること。

イ　条例に基づき、浄化槽保守点検業者の登録を受けて、５年以上浄化槽保守点検業を営んでいること。

ウ　過去５年以内に、法及び条例に係る不利益処分を受けていないこと。

3　認定のメリット

〇水守りパートナーの認定を受けた証として、認定証をお渡しします。

〇浄化槽の適正管理に積極的に取り組む事業者として、千葉県ホームページで紹介します。

〇認定マークを名刺や広告媒体等などで使用できます。

※　指導要綱第８で定める浄化槽保守点検業者の責務

１　単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を設置している者に対し、合併処理浄化槽への転換を助言すること。

２　閉鎖性水域の流域等において高度処理型合併処理浄化槽の設置を助言すること。

３　浄化槽管理者に対し、浄化槽の適正な使用方法、清掃及び法定検査について説明すること。

４　法定検査を受検していない浄化槽管理者について、検査に係る手続の委託を受けること。

５　浄化槽の保守点検の結果、故障又は異常があると認めた場合、機能に支障を生ずるおそれがあると認めた場合又は清掃を要すると判断した場合は、浄化槽管理者に報告するとともに、その対応について助言すること。

６　浄化槽清掃業者との連携を図ること。

７　行政機関又は関係団体が主催する研修、講習の受講等により、浄化槽に関する専門的知識、技術の向上等を図ること。

８　浄化槽管理者と保守点検契約を締結した場合は、浄化槽管理者の了解を得た上で浄化槽保守点検契約済証（例示様式第２号）を浄化槽の設置場所付近の見やすい場所に貼付すること。

９　ＢＯＤ検査を推進するため、保守点検条例第９条第１項の規定により置く浄化槽管理士に対し、指定検査機関が実施する嘱託採水員講習会を受講させるなど、ＢＯＤ検査を実施できる体制を整えること。

10　一括契約を積極的に推進すること。

11　保守点検の実施状況に関し、県が実施する調査等について、電子媒体により報告すること。

4　手続き

（１）認定申請　※申請にあたって手数料は不要です。

　認定の申請をする場合は、次の書類を提出してください。

　ウ及びオについて、様式の指定はありませんが、本てびきの８（３）を適宜参照してください。

ア　認定申請書（様式第１号）※様式第１号（別紙）を添付

イ　誓約書（様式第２号）

ウ　嘱託採水員の一覧

エ　指定検査機関との採水業務委託契約書の写し（認定の更新時は必須）

オ　市町村ごとのＢＯＤ検査実績 直近５年分（認定の更新時は必須）

（２）有効期間

　認定の有効期間は、浄化槽保守点検業に係る登録の期間の満了日までです。

（３）更新

　認定更新の申請は、認定の有効期間終了の２か月前から可能です。認定更新の申請の場合、（１）と同じ書類の添付が必要です。

（４）変更等

　県に提出した認定申請書の内容に変更があったときは、認定内容変更届出書（様式第３号）を速やかに提出してください。

　また、水守りパートナーの認定を辞退しようとするときは、認定辞退届出書（様式第４号）を県に提出するとともに、認定証を返還してください。

5　認定事業者の責務

　認定を受けた事業者は、次の事項に努めてください。

（１）指導要綱第８で定める浄化槽保守点検業者の責務に係る取組を継続するよう努めてください。

（２）上記の取組状況等に関して、県が行うアンケート調査等にご協力ください。

（３）その他、可能な範囲で、県の環境施策にご協力ください。

6　注意事項

認定事業者が、次のいずれかに該当すると認める場合は、認定を取り消します。

（１）虚偽または不正の手段により認定を受けたことが判明した場合

（２）実施要綱第３条の規定による認定の対象に該当しなくなった場合

（３）実施要綱第５条各号の認定要件に該当しなくなった場合

（４）指導要綱第８で定める浄化槽保守点検業者の責務に係る取組について実態がないことが判明した場合

（５）その他知事が認定の取消しが適当と認めた場合

7　認定マークについて

（１）認定事業者による認定マークの使用について

認定事業者が、認定マークを名刺や広告媒体等に使用する場合、県の許諾等は必要ありません。

ただし、収益を上げる目的で認定マークを使用する場合は、県の許諾が必要です。

（収益を上げる目的で認定マークを使用する場合は（２）を参照ください。）

認定マークの画像データが必要な場合は、県からデータをお送りしますので、その旨ご連絡ください。

また、認定マークの使用に当たっては、次の事項を遵守してください。

ア　認定マークのデザインを変更し、又はその一部のみを使用しないこと。

イ　認定マークの縦横比、バランス及び配色を変更しないこと。

ウ　認定マークに他のイラストや背景等を重ねないこと。

エ　認定マークの使用状況等について県から報告を求められた場合には、報告をすること。

（２）収益を上げることを目的とした認定マークの使用について

認定マークを使用した商品の売買など、収益を上げる目的で認定マークを使用しようとする場合は、事前に、認定マーク使用申込書（様式第５号）に記入の上、企画書及び申込者の概要がわかる書面を添えて県に提出し、使用に係る許諾を受けてください。

また、許諾を受けて認定マークを使用する場合は、上記７（１）ア～エを遵守してください。

8 参考

（１）認定マークの縦横比

認定マークの基本寸法は下図のとおりです。

認定マークを縮小して使用する場合は、縦横比が変わらないようにしてください。



（２）認定マークの配色

認定マークの配色は、「ちば」の文字が赤（Hex #FF0000）です。

それ以外の部分は、「千葉の海ブランドデザイン」のシンボルカラー４色「万祝の藍」（Hex #003A50）、「内房の青」（Hex #0060AA）、「外房の碧」（Hex #00B3B9）、「千葉の空色」（Hex #C0DFEF）を基調としています。これらの４色については、「千葉の海ブランドデザインガイドライン」を参照してください。

千葉の海ブランドデザインガイドラインの URL：

https://www.pref.chiba.lg.jp/bunshin/chibasea/press/documents/kaitei-guideline.pdf

（3）認定申請書に添付する書類の参考様式

ア　嘱託採水員の一覧

嘱託採水員の一覧

所在地　●●●●

名　称　●●●●

代表者　●●●●

嘱託採水員の氏名	嘱託採水員登録年月日

イ　市町村ごとのＢＯＤ検査実績

市町村ごとのＢＯＤ検査実績

所在地　●●●●

名　称　●●●●

代表者　●●●●

令和●●年度分

市町村	ＢＯＤ検査数	市町村	ＢＯＤ検査数	市町村	ＢＯＤ検査数
千葉市		八千代市		大網白里市	
銚子市		我孫子市		酒々井町	
市川市		鴨川市		栄町	
船橋市		鎌ケ谷市		神崎町	
館山市		君津市		多古町	
木更津市		富津市		東庄町	
松戸市		浦安市		九十九里町	
野田市		四街道市		芝山町	
茂原市		袖ケ浦市		横芝光町	
成田市		八街市		一宮町	
佐倉市		印西市		睦沢町	
東金市		白井市		長生村	
旭市		富里市		白子町	
習志野市		南房総市		長柄町	
柏市		匝瑳市		長南町	
勝浦市		香取市		大多喜町	
市原市		山武市		御宿町	
流山市		いすみ市		鋸南町	